

第3回玉村町農業委員会議事録

【事務局長】

ただ今から、第3回玉村町農業委員会を開会いたします。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

【会長】

本日はご出席いただきありがとうございます。9月2日の農業委員会全体研修に出席いただきましたが、その中で地域計画の話がありました。玉村町の認定農業者、集落営農への方々、10年後の玉村町の農地のあり方等について、旧農業委員から町経済産業から農政係に提出し、国に申請してあります。10年後には当然人口が減少する中、営農規模が大きくなる所もあれば、その逆もあり得る。この地域計画については、9月16日に農業委員会と農業者の意見交換会がありますので、ぜひご出席ください。また米作りは、今ちょうど花が咲き、実が成る時期になっていますが、例年と比べると5日間ぐらい遅れている。また民間の在庫が非常に多く、国も単価の発表ができない状況にある。さらに米麦の営農者への令和9年度交付金単価も農林水産省が発表ができていない。米の価格も来月には発表されると思うが、厳しい状況である。ただし品質的には良い米ができるはずで、収穫量については期待を持って良いと思う。そのような状況です。それでは第3回の農委員会を開催いたします。よろしくお願いします。

【事務局長】

ありがとうございました。それでは会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

本日の出席委員は12名ですので、総会は成立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 5番委員 6番委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の事務局職員を指名します。

それでは、議事に入ります。議案第1号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第1号 農地法第3条第1項による許可申請について説明します。

議案第1号は前回総会での審議において、疑義が出たため保留となった案件の再審議のため、申請に関する説明については割愛します。前回総会での意見を踏まえ、申請者へ玉村町農業委員会からの質問・指導事項を伝えました。それに対する回答を受領しておりますので、順に説明します。

まず、以前に農地法第3条第1項許可申請にて取得した農地の耕作状況に係る質問・指導事項については、2点です。

①該当農地で栽培されている葱は自作なのかとの質問については「近隣の営農者からの『畑を賃

してくれないか』との求めに応じ、本来必要な農地法第3条の許可を受けずに使用貸借しておりました。認識不足で申し訳ありません。」との回答でした。

②自作でない場合は、農地法第3条による貸借権利設定の許可申請または農地中間管理事業による貸借権利設定の手続きを行ってくださいとの指導については、「今後は使用貸借を終了し、自作することとします。」との回答でした。

次に本申請に係る質問・指導事項については、3点です。

①申請理由となっている営農規模拡大について、現状から規模拡大することが分かる米麦の営農計画を提出してくださいとの指導については、「栽培量等は未定ですが、申請地では米麦を栽培し、JAに出荷する予定で計画しております。」との回答でした。

②売買での取得ではなく、貸借により借り入れて規模拡大することは検討したかとの質問については、「賃貸借は検討しておりません。理由は、譲渡人より、財産の処分を進めるため、親戚でもある譲受人に引き受けてほしいとの要望があり、これに応じることとしたためです。」との回答でした。

③農地法第3条許可は、原則として自ら耕作する目的での農地取得が前提です。将来的に申請地が目的外（貸借、転用など）に使用される可能性はあるかとの質問については、「目的外（貸借、転用など）に利用することは考えておりません。申請地は自作での営農活動のみに利用します。」との回答でした。

以上の回答を踏まえ、ご審議の程お願いいたします。

【議長】

それでは、議案第1号について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

【4番委員】

最後の質問について、目的外使用は考えておりませんとの回答だが、今後考える可能性もあるということではないか。はっきりと目的外に使用しないと断言してもらう方が良いのではないか。長期に渡る耕作を強制するのも如何かなものかとも思うが、これでは耕作のみに使用する旨の回答としては弱いと思う。また、米麦との回答だが、現地での栽培は米だけになると思うので、その辺りははっきりさせておいた方が良いと思う。

【事務局】

国からは十分注意して審査を行ってくださいという指導は来ている。以前は、取得した農地で3年は耕作するという念書を提出してもらう運用が全国的に行われていました。ただし、この運用には法的根拠がないため、そのような書類を書かせることは不相当との見解が示されました。その代わりに過去3年間に農地法違反に該当する事由や、不適切な行動があった場合は、審査時にそれらを考慮し許可申請の審査を行ってくださいとの通達が出ています。よって、もし今後3年以内の間に、申請地で転用申請があった場合は、今回の回答内容を指摘することができると事務

局では考えております。

【議長】

法の根拠がないため、念書の提出を求めるのは難しいが、この回答からは農業をするという意欲は見受けられる。農地は買う人については、しっかりと意欲を持って耕作し、営農計画に基づいた栽培形態をしていただければ良いと思う。

【16番委員】

現在の委員はこれから3年間の任期がある。その間に転用申請があっても認めないということか。

【事務局】

最終的には委員の皆様の判断になる。もちろん絶対に不許可にしないといけないわけではないが、今回の事情を考慮して転用を許可しないという判断をすることは可能と考えます。

【16番委員】

譲渡人は既に農業経営が難しい状況にあり、今回の申請に至ったのだと思う。

【事務局】

許可の可否については、この後皆さんに決めていただくことになりますが、仮に許可をするなら、本日ここで審議された内容についても申請者に伝えるつもりです。農業委員からの質問事項の回答に記載された内容を基に、委員さんは許可の判断を下したということ伝えたくて許可書を交付しようと考えております。

【議長】

他にご意見はありますか。ないようですので、議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第2号につきましては、8月26日に申請者より取り下げの連絡がありました。よって本日の議案からは削除することとします。以上です。

【議長】

議案第2号が取り下げになりましたので、議案第3号の審議に入ります。番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1

令和8年8月19日受付。売買による一般住宅用地としての農地転用です。

（譲渡人・譲受人・申請地・売買価格について説明）

申請理由は、申請地を一般住宅用地として売却するため、5条転用を申請したいということです。農地の判断については、第3種農地に該当し、周辺農地への影響もなく転用しても問題ないと考えます。排水処理は敷地内浸透です。農振の除外は昭和56年以前であり、目的は不明ですが、関係部署とは協議済みです。番号1については以上です。

【議長】

それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

【農振部会】

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第3号番号1について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

議案第3号番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

議案第3号番号1は、許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

番号2

令和8年8月20日受付。売買による事務所用地としての農地転用です。

（譲渡人・譲受人・申請地・売買価格について説明）

農地の判断については、第3種農地に該当し、周辺農地への影響も少なく転用しても問題ないと考えます。排水処理は敷地内浸透です。農振の除外は昭和56年以前であり、目的等は不明ですが関係部署とは協議済みです。番号2については以上です。

【議長】

それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

【農振部会】

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第3号番号2について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。
(挙手なし)

【事務局】

補足ですが、申請地の周辺は現時点で農地のままです。おそらく将来的には分譲されていくと予想されますが、玉村町農業委員会では、農地のどこからでも転用しても良いという考えではありません。いずれ転用予定であっても、残る農地が不整形地にならないように指導していることを申し添えます。

【議長】

事務局より大規模農地の転用順序についての話があった。農地の維持管理のためには、転用は農地の端からしてほしいということです。

それでは他に意見がなさそうなので、議案第3号番号2について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議案第3号番号2は、許可相当と決定いたします。

【議長】

続いて、報告事項に入ります。報告事項について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告事項1

農地法第5条第1項第6号(市街化区域内農地の農地転用)の規定による届出の受理状況については、1件受理しております。

報告事項2

農地法第3条第3項第1号(相続による農地取得)の規定による届出の受理状況については、1件受理しております。

報告事項3

農地法第18条第6項(農地賃貸借の合意解約)の規定による届出の受理状況については、9件受理しております。

【議長】

それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。
(挙手なし)

それでは、報告事項について終了とします。

続いて、次第6その他についてです。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

群馬県農業会議が7月28日に発生した熊本地震の義援金募集を行っております。受付は10月30日までです。各自のご判断で可能な範囲でご協力をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、農業委員会と農業者との意見交換会についてです。9月16日の午前11時から概ね1時間の会議です。ご参加の程よろしくお願いいたします。都合で参加できない方は、前日までに事務局までご連絡ください。

最後に「玉村町農作業委託料金等参考額表」についてです。1番委員より「ハンマーナイフの料金も載せるべきではないか」とのご意見をいただきましたので、10アール当たりの金額8,680円で記載しようと考えております。

その他事項については以上です。

【議長】

義援金はJAでも募金箱を設置している。是非ご協力をお願いしたい。

9月16日の意見交換会については、地域計画、水路、果樹園プロジェクト等について話し合う予定。新規で果樹園を設置する際に各種補助があるので、活用を検討してほしい。

ハンマーナイフの単価も妥当と考えます。

【事務局】

農作業の各種単価は参考として公表している。併せて農地の賃借料の実績も公開しているので確認してほしい。

【議長】

他に何かご意見等がありますか。

（営農型太陽光発電について協議）

【議長】

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局長】

これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。